二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの		
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）		
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）		A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油		A
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
二七一〇・一一	軽質油及びその調製品		
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）		
	揮発油		
	低重合度の混合アルキレン		
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）		
	その他のもの		
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき一、一一七円	B5
	その他のもの		A
	灯油		A
	低重合度の混合アルキレン		A
	その他のもの		A
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）		A
	その他のもの		A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき四三四円	B5
	その他のもの		A
二七一〇・一九	その他のもの		A
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）		A
	灯油		A
	低重合度の混合アルキレン		A
	その他のもの		A
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）		A
	その他のもの		A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき九五六円	B5
	その他のもの		A
	軽油		A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき四三四円	B5
	その他のもの		A

	重油及び粗油		A
	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		A
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）		A
	その他のもの		A
	温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品のに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの		A
	硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	一キロリットルにつき一、三二五円	B5
	その他のもの	一キロリットルにつき一、六一四円	B5
	温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの		A
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）		A
	その他のもの		A
	硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	一キロリットルにつき一、一二円	B5
	その他のもの	一キロリットルにつき一、四四七円	B5
	潤滑油（流動パラフィンを含む。）		A
	その他のもの		A
	その他のもの		A
二七一〇・九一	廃油		A
二七一〇・九九	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの		A
二七・一一	その他のもの		A
二七・一二	石油ガスその他のガス状炭化水素		A
	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）		A
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物		A
二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック		A
二七一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）		A
	第二八類		
	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		A
	第二九類		
二九・〇一	有機化学品		A
二九・〇二	非環式炭化水素		A
二九・〇三	環式炭化水素		A
二九・〇四	炭化水素のハロゲン化誘導体		A
二九・〇五	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）		A
	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九〇五・一一	飽和一価アルコール		
	メタノール（メチルアルコール）		A